

中等社会科教育研究

41

【実践論文】

地理的条件に着目して深い学びの実現を目指す歴史学習の開発

－中学校社会科歴史的分野「織豊政権」の場合－

龍瀧 治 宏 (1)

世界史と英語における教科横断型授業実践

－歴史教育と外国語教育に跨る「翻訳」の意義－

渡 邊 和 彦・川 村 拓 也 (13)

【書評】

永田成文 編, 三重・社会科エネルギー教育研究会

『エネルギーの視点を導入したESDとしての社会科教育の授業づくり』(三重大学出版会)

泉 貴 久 (25)

【学会彙報】

(27)

中等社会科教育学会
2022

中等社会科教育学会会則

第1条 本会は中等社会科教育学会と称する。

第2条 本会は社会科教育および地理歴史科教育・公民科教育に関する研究を行い、あわせて会員相互の連帯をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 研究会・例会の開催
2. 機関誌・会報の発行
3. 資料の収集・交換
4. その他必要と認められるもの

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者で、所定の会費を納入した者とする。

第5条 本会の本部は、筑波大学大学院人間総合科学研究科社会科教育学研究室におく。

第6条 本会は次の役員をおく。

会 長 1名
副 会 長 2名
評 議 員 若干名
理 事 若干名
会計監査 2名

2. 評議員および会計監査は総会において選出する。
3. 会長および副会長は理事会で選出する。
4. 理事は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
5. 役員任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故などがあつたときにはその職務を代行する。
3. 評議員は評議員会を構成し、重要な会務を運営する。
4. 理事は理事会を構成し、会長をたすけて会務を運営する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査する。

第8条 本会には顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。

第9条 本会の会議は、総会、評議員会および理事会とする。

2. 総会は毎年1回会長が招集する。
3. 必要ある場合、会長は臨時総会を招集することができる。
4. 総会の議決決定は、出席会員の過半数をもって行う。
5. 評議員会は、会長、副会長、評議員、理事、会計監査、顧問をもって構成し、会長の招集によって会務を審議する。
6. 理事会は会長が招集する。

第10条 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。

2. 本会の会費は年額3,000円とし、毎年6月末日までに納入するものとする。なお、学生会員は2,000円とする。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第11条 会則の改正は、総会の議を経なければならない。

付 則 この会の会則は、平成17年11月19日から施行する。

中等社会科教育研究 第41号

2023年(令和5年)3月23日印刷

2023年(令和5年)3月31日発行

編集 「中等社会科教育研究」編集委員会

発行者 中等社会科教育学会(代表 井田 仁康)
305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1
筑波大学教育学系 井田仁康研究室
電話 029-853-6731

印刷所 株式会社 甲文堂
112-0012 東京都文京区大塚1-4-15-105
アトラスタワー茗荷谷1F
電話 03-3947-0844
FAX 03-3947-0858

Multiple Perspectives

An Official Journal of the Social Education and Research Association

No.41

2022

Contents

Articles on Teaching Practices

Development of History Teaching focusing on Geographical Conditions for Deep Learning: A Case Study on the Unit of "Oda-Toyotomi Government" for Junior High School History Classes

..... Haruhiro RYUTAKI (1)

Cross-Curricular Classroom Practices of World History and English: Significance of Using "Translation"

..... Kazuhiko WATANABE, Takuya KAWAMURA (13)